

「“浮浪者”は使うべきではない」という指摘がありました。

そうです。この世に「浮浪者」と呼ばれる人は存在しません

でも、今でも人をさして「浮浪者」と言う人がいる・・・何故？

前回夜間学校ニュースについては、「聖断・忝き

大詔を拝す」の部分に、フリガナが付いていない漢字があるとの指摘がありました。「聖断」は「せいだん」、

「拝す」は「はいす」でした。手抜き、お詫び申し上げます。

もう一つ、「浮浪者という言葉を使っているのか」

という指摘がありました。ごもつともです。古い新聞の紹介とはいえ、説明抜きでは「不快」に思った人も

いるかも知れません。お詫び申し上げます。

世の中に、「浮浪者」と呼ばれて当然の人は、存在しません。随って、「浮浪者」と呼ばれるべき人を前提とした、「ワシは浮浪者ではない」という言い方も不適当です。

「俺は浮浪者ではないけれど、どこかに浮浪者と呼ばれて当然のものがいる」というのでは、「あんた

自身がそう思っても、私から見れば、あんたは立派な浮浪者や」という物言いを否定する事はできません。

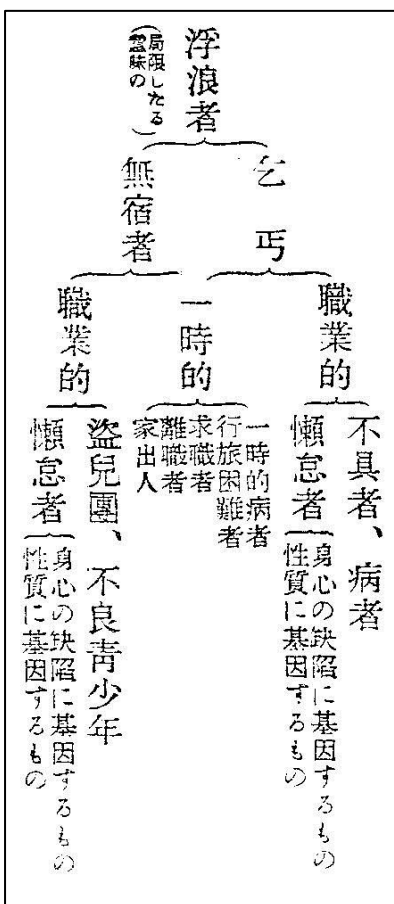
さて、「浮浪者」という言葉を、人に投げかけてはいけない理由は、なんででしょうか。大正時代の雑誌に、下図のような「浮浪者の分類図」と裏面の説明

があります。

裏面紹介の冒頭部分を読むと、「浮浪者」という言葉を、人に投げかけてはいけない理由が、単に不快感を与えるからと言うだけでなく、人を、社会の害虫、犯罪者扱いすることになるからだということがわかります。

明治維新以降、国家・政府は、税金を殖産興業や日清・日露の戦争につき込み、そのしわ寄せを受けた人たちへの対策を、「同胞の道義に悖るといふ道義上の理由」で比較的余裕のある人々の「慈善心」に委ねました。放置すると治安が悪化するという脅かしと共に。

最近では、「浮浪者」は使われなくなり、「ホームレス」に変わりました。それでも、日常会話の中で、今でも「浮浪者」を聞く事があります。「人が何と見ようと、俺は俺」ということではありますが、「宿無し」が差別の元であるなら、生活保護活用で居宅確保ということも・・・



いま ねんまえ けいさつかんりょう ふ ろうしゃかん たいさく たいしやう じ だい じ ぜん じ ぎやうけんきやうだんたい ぎっ し 上  
今から98年前の警察官僚の浮浪者観と対策 =大正時代の慈善事業研究団体の雑誌を読むと・・・

ふ ろうしゃ きやうさい まるやまつきち たいしやう ねん じ ぜん だい へん ごう がつ にち  
「浮浪者の救済」 丸山鶴吉=1913 (大正2) 年「慈善」第5編2号 (11月30日)

ふ ろうしゃ い か がいどく しゃかい なが こと ひどこと つく こうあん がい ふうぞく みだ こと つ い  
浮浪者が如何なる害毒を社会に流すかといふ事は 一言にして盡せば、公安を害し風俗を紊るという事で盡きて居る

だい こっか かれら ふ ろうしゃ え せいさんりよく うしな い  
第1 国家は彼等浮浪者より得べき生産力を失って居る

だい ま じめ せいぎやう つい はたら い ぶっしつじやう せいしんじやう ひ じやう めいわく か い ほんか ざつとう ぼしよ はいかい  
第2に 真面目に正業に就て働いて居るものに物質上、精神上非常な迷惑を掛けて居る(繁華な雑踏の場所を徘徊

こ じき ていさい わる どう か ばら すり はたら きやうだん いはく しまつ い  
し乞食して、体裁の悪いのみならず、動もすれば搔っ払いをなし、掏摸を働き、強談威迫をなし始末に行かぬ、その

みならず これらの内から漸次養成せられて、凶悪なる大罪人を出し、安寧を紊る事が多い、而して非常なる感染力

ゆうわくりよく もっと どう りやうみん ひ い ぶらい と か おそれ ふゆ か き ろう けっか かさい お  
と誘惑力とを以て動もすれば、良民を引き入れて無頼の徒に化する虞がある。一冬になると火気を弄する結果火災を起

こと けっ すく  
こす事が決して少なくない

ふ ろうしゃ じ しん きやうさい どりつ りやうみん どうほう どう ぎ もと どう ぎ じやう り ゆう い がい しゃかいてき だいまんだい  
浮浪者自身を救済して 独立の良民にせなければ、同胞の道義に悖るといふ道義上の理由以外に、社会的の大問題と

どう  
して、如何にかしてこの浮浪者を取り締まり救済の策を講ぜなければならぬ

とうきやう しょう び もんだい と かく きやうさい て あさくさこうえん そ た こうえん ほんきよ むしゆく  
東京の焦眉の問題として、兎も角も救済の手をくださねばならぬものは、浅草公園其他公園を本拠とする、無宿

ふ ろうにん  
の浮浪人であります。

けい し ちやう めい じ ねん がつ にち ご ぜん じ げんざい いっせい と しら にん にん びやうしゃ ふ ぐ しゃ ふ ぐ しゃ ほんすう つぎ  
警視庁の明治44年11月1日午前5時現在一斉取り調べ549人(214人は病者不具者、不具者が半数、次が

びやうかんじゃ せいしんびやうしゃ びやうしゃ ふ ぐ しゃ い がい そ た わる こと しんたいすいじゃくしゃ  
ライ病患者、精神病者。病者不具者以外の其の他は、どこが悪いという事のない身体衰弱者)、

せいしつ らんたい ろうどうしん またなが あいだ ふ ろうせい かつ つづ せいしんりよく まった けつぼう い おうべい み きやう  
性質が懈怠にして労働心がなく、又長い間浮浪生活を続けて精神力の全く欠乏して居るもの=欧米に見るような強

せいろうえきほう じっし げんじゅう かんたく せつ び かんぜん しゅうようじょ しゅうよう どうそう ふせ どう じ げんじゅう しょぼつ さだ きやう  
制労役法を実施して嚴重な監督をして、設備も完全な収容所に収容して逃走を防ぐと同時に嚴重な処罰を定めて、強

せい ろうどう しゅうかん やしな こと かんせつ き かん  
制して労働の習慣を養う事にせなければならぬ(官設の機関として)

いち じてき ふ ろうにん しっしよく いえで いち じてき ふ ろうせい かつ これ み わ つ ある くにもと  
一時的の浮浪人=失職したり、家出したりして一時的の浮浪生活をするものは、よく之を見分けを付けて、或いは国元

き ある ろうどう しょうかい き かん ひつよう けいさつ かつどう いっそうのぞ ある ていしゃじやう け さ で ば  
に帰したり、或いは労働を紹介したりする機関が必要一警察の活動も一層望ましいが、或いは停車場に袈裟かけて出張

め ど しゅつきやう あんない せつ ゆ ほうほう ある ほうめん わ じゆんさつじん は しゅうし こうえん  
って 目途なく出京するものを案内し、説諭する方法もよかろう、或いは方面を分けて巡察員を派して 終始公園や

そ た じゆんかい み わ つ いち じてき ふ ろうしゃ すく だ ほうほう  
其の他を巡回して、見分けを付けてこの一時的浮浪者を救い出してくるという方法もよろしかろう

びやうにん ふ ぐ しゃ ふ ろうしゃ きやうさい て ぜんぜん ゆ とど びやうかんじゃ よぼうほう けっか りやうようじよ で き  
病人や不具者の浮浪者=救済の手が全然行き届いていない、ライ病患者だけはライ予防法の結果、療養所が出来て

しゅうよう かんぜん もくてき たつ ふ ぐ しゃ どうよう  
収容せられているけれど完全に目的を達している、不具者についても同様である

とく わる てい ど しんしん ぜんたい そうたい すいじゃく けっか ろうどう きりよく せいりよく か ふ ろうしゃ  
特にどこが悪いといふ程度でなくて 心身の全体が総体に衰弱した結果、労働の気力も精力も欠けている浮浪者=

よういくいん い い ろうどう しゅがん きやうさい き かん きしゆくしゃ やっかい で き き ちんせん え  
養育院に行くわけにも行かない、労働を主眼とする救済機関たる寄宿舎にも厄介になることが出来ない、木賃銭を得る

ろうどう で き しゅ しんたい けんこうかいふく しゅがん しゅうようじよ りやうようじよ もう そうとう しょく じ  
だけの労働も出来ない=主として身体の健康回復ということを主眼とした収容所または療養所を設けて、相当の食餌

あた きやうかい ほどこ のうえん なに きわ えいせい きのき さいしょうげん ろうどう じゅう じ てい ど けんこう かいふく  
を与え、教戒を施して、農園か何か極めて衛生的な呑気な、最小限の労働に従事させて、ある程度まで健康を回復し

た きやうさい き かん おく ふつう ろうどう ふく よう こと ひつよう  
たら、他の救済機関に送つて 普通の労働に服せしむる様にする事が必要

まるやまつきち とうきやうだいがくそつぎやう ご ない む しょう ち ほう けいさつ まわ じやう き はなし けんきやうかい と き けい し ちやう かんさつかん  
丸山鶴吉=東京大学卒業後内務省へ、地方の警察を回り、上記の話を研究会でした時は、警視庁の監察官だっ

のち とうきやう し じやく けい し ちやう ちやう かん みや ぎ けん ち じ ひと ぎやうせい かんりやう うえ め せん  
た。後に東京市助役、警視庁長官、宮城県知事などになった人。ようするに、行政エリート官僚の「上から目線」

み ふ ろうしゃかん たいさくほうしん びやう さ べつ ご げんざい つか  
で見た「浮浪者観」とその対策方針といったところ。「ライ病」は、差別語として現在は使われていない。